

議案第15号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第35条第3項第2号中「の合格」を「における成果」に改める。

第57条第3項中「をつかさどる」を「をつかさどり、当該事項についての連絡調整及び指導・助言に当たる」に改める。

別表第1 沖縄県立浦添工業高等学校の項中「浦添市字経塚」を「浦添市経塚」に改める。

別表第2 沖縄県立久米島高等学校の項を次のように改める。

沖縄県立久米島高等学校	久米島町立久米島西中学校 久米島町立久米島中学校 久米島町立仲里中学校
-------------	---

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第35条第3項第2号及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

# 規則案の概要説明

県立学校教育課

## 1 改正の概要及び必要性

- (1) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成18年3月30日に公布されるとともに、関連する告示（文部科学省告示第38号）が公示され、平成18年4月1日から施行された。技能審査における成果に係る学修の単位認定関係において知識・技能審査に合格した場合の学修のみならず、合格・不合格の形式に限定されずに受検者の知識・技能の程度を判定する型の審査の成果において相当程度の成果を収めた学修についても高等学校において単位認定ができるようにすることとしている。
- (2) 平成18年第5回県議会（12月）において、「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例」が成立し、第47条において教育業務連絡指導手当の支給要件が明示されたことにより、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。なお、農場長は、従来より農業実習に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たっている。
- (3) 平成18年11月27日付けで沖縄県立浦添工業高等学校の住居表示が変更された。
- (4) 平成18年12月18日付けで久米島町立具志川中学校と久米島町立比屋定中学校が統合され、久米島町立久米島西中学校と学校名が決定した。  
そのため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

## 2 案の概要

- (1) 第35条第3項(2)の「の合格」を「における成果」に改める。
- (2) 第57条第3項の「をつかさどる。」を「をつかさどり、当該事項についての連絡調整及び指導・助言に当たる。」に改める。
- (3) 別表第1の浦添工業高等学校の位置の「字経塚」を「経塚」に改める。
- (4) 別表第2沖縄県立久米島高等学校の項中「久米島町立具志川中学校」及び「久米島町立比屋定中学校」を削除し「久米島町立久米島西中学校」に改める。

## 3 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 文部科学省告示第38号

新旧対照表

新

第35条 略  
 2 略  
 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。  
 (1) 略  
 (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものにおける成果に係る学修

第57条 略  
 2 略  
 3 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる、当該事項についての連絡調整及び指導・助言に当たる。

別表第1(第3条関係)

沖縄県立 浦添工業高等学校	浦添市経塚	全日制	三年	情報技術科 インテリニア科 デザイニング 調理科
------------------	-------	-----	----	-----------------------------------

別表第2(第9条の2関係)

沖縄県立久米島高等学校	連携型高等学校	連携型中学校
久米島町立久米島西中学校 久米島町立久米島中学校 久米島町立仲里中学校		

旧

第35条 略  
 2 略  
 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。  
 (1) 略  
 (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修

第57条 略  
 2 略  
 3 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

別表第1(第3条関係)

沖縄県立 浦添工業高等学校	浦添市経塚	全日制	三年	情報技術科 インテリニア科 デザイニング 調理科
------------------	-------	-----	----	-----------------------------------

別表第2(第9条の2関係)

沖縄県立久米島高等学校	連携型高等学校	連携型中学校
久米島町立久米島西中学校 久米島町立久米島中学校 久米島町立比屋定中学校 久米島町立仲里中学校		

○文部科学省告示第三十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の四の規定に基づき、学校教育法施行規則第六十三条の四の規定により、別に定めることとされた学修について定める件（平成十年文部省告示第四十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十日

文部科学大臣 小坂 憲次

2 第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「の合格」を「における成果」に改める。